

組合ホームページでも随時
情報発信中ですので是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



やわらかな日差しに春の訪れを感じるようになりました。4月は、新しい環境での生活や、新たな目標への挑戦が始まる「出発」の季節です。

弊組合におきましても気持ちを新たに、実習実施者の皆さまと共に、より良い技能実習が行えるよう、業務に邁進してまいります。



2026年4月1日より 自転車の青切符(交通反則通告制)が開始



いよいよ自転車の交通違反に対する「青切符(交通反則通告制度)」の運用がスタートします。技能実習生や特定技能者の主な移動手段は「自転車」です、以下に掲げている各事項について厳守させるよう、ご指導をお願いします。

No.	主なルール	罰則
1	自転車の通行場所(歩道を通行した場合) 歩道と車道の区別のある道路では、自転車は車道のは左側を通行しなければならず、特に車両通行帯のない道路では、道路の左側端を通行しなければいけません。	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等
2	信号機に従う義務 自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等
3	並進の禁止 自転車は、他の自転車と並進してはいけません。	2万円以下の罰金又は料料
4	一時停止すべき場所 自転車は、道路標識等により指示があるときは、一時停止しなければいけません。	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等
5	夜間のライトの無灯火・二人乗りの禁止 自転車は、夜間はライトを点灯しなければいけません。	5万円以下の罰金等
6	ヘルメットの着用 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶらなければいけません。	
7	酒気帯び運転等の禁止 酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金等
8	片手運転の禁止 携帯電話の通話や操作をしたり、傘を差したり、物を担いだりすること等による片手での運転は、不安定な運転になるのでしてはいけません。	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金等
9	携帯電話使用等の禁止 通話したり、画面を注視するなど携帯電話等を操作しながら運転してはいけません。	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金等
10	交通事故の場合の措置 交通事故があったときは、直ちに負傷者を救護して、危険を防止する等必要な措置を講じなければいけません。また、警察に事故の内容を連絡しなくてはなりません。	1年以下の懲役又は10万円以下の罰金等

ペダル付き原動機付自転車は「原付バイク」となります

注意

ペダル付き原動機付自転車は「原付バイク」に相当します。運転には免許が必要となり、自賠責保険の契約、軽自動車税の納付、ナンバープレートの取付などが必要になります。

■JITCO保険でまさか！の時の安心を。

JITCOでは、技能実習生や特定技能外国人の万一の備えとして、技能実習生や特定技能外国人の日本での病気や就業時間外の傷害事故をカバーする団体保険契約「**JITCO保険（外国人技能実習生総合保険・特定技能外国人総合保険）**」を用意しています。

病気・ケガの補償だけでなく、自転車事故の賠償責任等にも幅広く対応できる保険です。



JITCO保険の特徴

技能実習生・特定技能1号外国人が母国出発から帰国するまで、講習期間を含む在留期間をカバーします。治療費用については、国民健康保険、健康保険等の資格取得時期を考慮し、治療費用が100%補償されます。

補償内容

- 傷害治療費用保険金、傷害死亡・後遺障害保険金
- 疾病治療費用保険金、疾病死亡保険金
- 賠償責任保険金
- 救済者費用等保険金

保険金支払いの事例

- 技能実習生が無灯火で自転車運転中の人身事故を起こしてしまった → 賠償責任保険金の補償で対応
- 特定技能者が運動中に心臓発作で死亡してしまった → 救済者費用等保険金の補償で、家族の日本への渡航費用と遺体移送費用が遺族に支払い

■育成就労制度解説動画(出入国在留管理庁)

出入国在留管理庁では、Youtubeにて令和9年4月1日に運用開始する育成就労制度について、どのような制度であるかを分かりやすく解説した動画を公開しています。

今後、受入れ企業の皆様すべてが対象になりますので、まずはこの動画をご覧ください。

■まずはこれから！育成就労制度(Youtube)

https://youtu.be/RRUozc_Wjno



■外国人技能実習機構の現地検査でよくみられる問題点について



外国人技能実習機構では**定期的に実習実施者の皆様に対し、現地検査を行っています。**

現地検査でよくみられる違反内容が今回公開されましたので、お伝えさせていただきます。

割増賃金の計算に含める手当の誤りによる不払い

家族手当、通勤手当は割り増し賃金に含めなくてもよい。ただし、毎月全従業員に同額を支給する場合は、手当の名目に関係なく割増賃金の対象となります。

実習内容が認定計画に適合していなかった

実習内容が認定計画に適合していなかった。具体的には**必須業務を全体の1/2以上行っていなかった。**

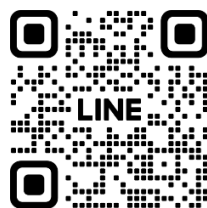
修了した技能実習生の帳簿書類の保管について

修了後、帳簿書類を3年間保管していなかった。

■組合へのLineでのご連絡について

弊組合では公式Lineを開設しております。

お友達登録の際には、右の登録QRコードをご利用ください。



◆公式Lineの利用例

- 組合より実習実施者の皆様へお願いする諸書類の送付(責任者講習修了証、36協定書、賃金台帳等)
- 技能実習生の顔写真の送付

今後の行事予定

4月1日(水)	技能実習生入国(インドネシア・ベトナム)
4月2日(木)	技能実習生配属(インドネシア)
4月14日(水)	技能実習生入国(インドネシア・ベトナム)
4月21日(火)	技能評価試験: 構造物鉄工(随時3級) 場所: (株)小松製作所茨城工場
4月21日(木)	技能評価試験: 農業(専門級) 場所: 成田国際文化会館